

# 令和元年度事業計画

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

令和元年度は半世紀に及ぶ社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度の歴史を踏まえ、新たな社労士業務の展開に向けて大きな一歩を踏み出す年度である。

現代はデジタル社会と呼ばれるように、情報技術の急速な進歩を背景に社会経済はもとより企業組織や業務が大きく構造的に変化している時代であり、我々社労士業務も単なる既存のビジネスの延長線上だけでは、事業基盤の確保はもちろん職域拡大の道を見つけることは難しい。

デジタル社会が求める未来を予測し、デジタル・ガバメントへの対応を確実に進めることで、社労士業務の効率化を図り、さらに企業が求める業務改善・業務効率化の指導・助言などに適切に対応することで、デジタル社会における不可欠な存在としての社労士の存在価値を高めていかななくてはならない。

今年度は「激変する社会に適応した未来思考の発展的な事業」を確実に推進することによって、会員各位と共に社労士の「新たなビジネスモデル」の模索・構築を目指す年にしなければならない。また、周知の通り、我が国は少子化等の影響で労働力人口が減少し、人材確保がますます困難な時代を迎えており、企業は限られた労働力でいかに効率的に事業を継続していくかということが喫緊の課題となっている。

企業の持続的な成長・存続のためには「働き方改革」によって労働生産性を向上させ、かつ、働きやすい労働環境を整備していくことが必須の条件であり、それを社労士の力で実現させ、「働き方改革」を推進する政府の諸施策を実効性あるものにするために、東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という。）は企業の労務管理を多面的にサポートしていくこととする。

令和元年度事業計画については、更なる発展的な事業の推進を図っていくために、以下の事業に取り組んでいく。

I. 社労士制度の基盤整備及び職域拡大並びに外部関係機関等との連携関連事項

1. デジタル社会での情報管理・運用力整備に関する事業
2. 基盤整備に関する事業
3. 職域拡大に関する事業
4. 外部関係機関等との連携に関する事業

II. 東京会の組織力強化関連事項

1. 東京会の組織運営能力の強化に関する事業
2. 会員支援に関する事業
3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

III. 広報及び社会貢献関連事項

1. 広報に関する事業
2. 社会貢献に関する事業

## I. 社労士制度の基盤整備及び職域拡大並びに外部関係機関等との連携関連事項

### 1. デジタル社会での情報管理・運用力整備に関する事業

- (1) AI や IoT を活用した人事労務に関する各種新サービスを社労士業務へ展開するための情報収集を行い、引き続き研究・検討を進め、社労士業務のデジタル化を加速させるとともに、事業環境を見据え、社労士業務の最適化を推進する。
- (2) 事務局や委員会運営の IT・デジタル化対応による業務効率化やインターネット環境の整備を図っていく。
- (3) 平成 30 年度に業務のデジタル化に向けたインフラ整備等を行う目的で新たに開設した「社労士制度基盤整備預金」について、より具体的な積立計画及び運用基準を策定する。
- (4) 会員証の IC カード化を進めることに伴い、各種研修の受講履歴を管理するための ICT（情報通信技術）による受講管理の一元化システム導入について令和 4 年度実施に向けて引き続き検討する。また、研修をはじめとする様々なイベントの受付業務を簡素化するための読み込みシステムや受講料などの決済事務を簡素化するための方法についても検討する。
- (5) 「社労士は 2020 年、原則電子申請」を達成するために、東京会のサービス機能として新たに設置した「電子申請支援センター」において相談機能を充実させ、全ての社労士が着実に電子申請に対応できる支援体制を確立する。
- (6) 電子申請の活用を引き続き徹底し、そのために、開業会員が電子申請を行うための電子証明書取得率 100%を目指して、新規入会者、未取得者の取得手続を促進させる対策を実施する。
- (7) デジタル社会の到来によって 1 号・2 号業務の新たな展開が予想される中、企業への働き方改革に関する情報提供をはじめ、業務支援ツール、RPA、Excel マクロ等を利用した定型業務の自動化やクラウドサービスなどの利用による業務の効率化について指導・助言できる能力を担保するための研修を実施する。
- (8) 東京会会員サイトへの登録が義務付けられた「電子メールアドレス」を活用することにより、東京会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図る。
- (9) リニューアルされたホームページにおいて機能を追加した「マイページ」（研修申込管理、受講履歴管理）を会員に周知し、一層の有効活用を図る。
- (10) 新たな情報発信ルートを構築するため、プレスリリース配信サービスを活用して、広く様々な方面へのアピールを強化する等、社会から信任を得るために、IT を活用した戦略的展開を図る。また、プレス発表を支援する企業と連携し、マニュアルを策定して新聞・テレビ等のマスメディアとの関係を更に強化し、記者クラブ、テレビ局等への情報提供のルール化について検討する。

## 2. 基盤整備に関する事業

- (1) 業務監察等委員会による苦情処理の機能強化や各種研修・会報等様々な機会を利用して、職業倫理の保持等を通じた社労士業務の信頼性を担保するとともに、会員の品位の保持に努め、社会的信頼の確保を図る。また、会員が所在不明になっていることにより事情確認が進まない苦情案件については、対応ルールを定め、実施する。
- (2) 業務侵害牽制のため、会員及び民間事業者等のホームページを定期的を確認し、業務監察等委員会による警告やホームページの修正・差止めなどの厳格な措置を講じるとともに、事例を会報等に公開し、不適切な事例に会員が関与しないように会員の意識を強く喚起する。
- (3) 事業環境の変化を見据えた未来思考の社労士制度を模索し、具体的な方策や政策を継続的に調査検討するとともに、政治活動として対応すべき事案については、東京都社会保険労務士政治連盟と連携して実現を図っていく。
- (4) 社労士法人の無限責任制度・出資金制度・事業承継等に関する一定の方向性について検討する。  
また、新たに「社労士法人連絡会」を設置し、社労士法人の設立、運営、事業承継等に係る情報共有を目的とした意見交換会、講演会等を開催する。
- (5) 「事業戦略会議」を引き続き設置し、未来のビジョンを見据えた東京会の発展のための事業戦略について検討する。

## 3. 職域拡大に関する事業

- (1) 企業の「働き方改革の実現」を支援するため、昨年度に引き続き、企業向け「働き方改革支援セミナー」を実施し、法改正の内容を詳細に解説して実務家としての見識を示すことで、社労士が働き方改革の先頭に立つ「労務管理の専門家」であることをアピールするとともに、働き方改革のアドバイザーとしての立ち位置を確固たるものとしていく。
- (2) 「経営労務監査」、「経営労務診断」、「労働条件審査」等のセオリー・手法等に関する更なる研究検討を進めるとともに確固たる社労士の専門領域とするための検討を行う。
- (3) 社労士がその専門性を発揮して企業の健全な労務管理体制の構築を担う土業であることを踏まえ、経営労務診断の具体的な姿について検討を進める。また、社労士が行う経営労務診断を引き続き社会に広く認知させる一手段として、経営労務診断を行った結果を一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する「ROBINS」サイト上の「経営労務診断サービス」に登載するとともに、その実施を通じて「働き方改革」の実現を支援する。
- (4) 健康企業宣言東京推進協議会が進める「健康企業宣言」に基づき、全国健康保険協会東京支部、東京商工会議所と連携しながら、引き続

き健康経営の広報・普及に努めるとともに、働き方改革の一環として会員が積極的に企業に関われるよう、研修等を実施していく。

- (5) 社労士の職域拡大に向けて、医療機関においては作成中の Q&A 集を活用して医師会、クリニック等に社労士の関与を働きかけるとともに、介護業界への介護職員処遇改善加算の指導・助言ができるよう引き続き具体的な方策について検討し、能力担保に資するための研修を引き続き実施することとする。
- (6) がん患者・障がい者等の就労支援を通じた職域拡大に向けた取組については、引き続き一般企業に対するセミナーの開催、東京会ホームページの充実、会員への能力担保研修を実施する。がん患者等就労支援については、がん診療連携拠点病院等に対する相談員や説明会の講師の派遣等を通じて、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援への社労士の参画を促進する。また、障がい者等就労支援については、パラスポーツへの支援等を通じた広報を行うとともに、具体的な就労支援に係る方策を引き続き検討する。
- (7) 事業場に対する労働災害防止対策の指導に関する職域拡大に向けて、東京労働局との協定に基づき、都内で約 6 割を占める第 3 次産業の労働災害について、その防止対策に向けた能力担保研修、会員への情報提供等を引き続き行うとともに、東京会ホームページ、一般企業向けのセミナー等を活用した広報について検討する。

#### 4. 外部関係機関等との連携に関する事業

- (1) 東京労働局、関東信越厚生局、東京都等の関係行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会東京支部等との緊密な協力関係を引き続き維持する。
- (2) 厚生労働省、東京労働局、東京都等が実施する働き方改革関連事業等の新規の委託事業については、その内容や東京会が行う意義を検討した上で積極的に応札し、社労士としての役割を果たすことをめざす。
- (3) 「東京社会保険労務士協同組合」、「東京 SR 経営労務センター」及び「一般社団法人社労士成年後見センター東京」（以下「成年後見センター東京」という。）に対して役員の派遣なども含め連携を密にし、東京会の関係団体への支援・協力を進めていく。
- (4) 東京商工会議所などの経済団体、弁護士会、東京税理士会、連合東京等との連携を深め、定期的な情報交換会を行い相互の立場を理解する機会を設けるとともに、個々の会員の事業の活性化や付加価値の向上などを実現する。
- (5) 災害復興まちづくり支援機構や女性専門職交流会などを通して引き続き関係他土業との協力・連携を図る。

## II. 東京会の組織力強化関連事項

### 1. 東京会の組織運営能力の強化に関する事業

- (1) 社労士制度の一層の発展・充実を目指して、東京会の事業執行体制の強化・責任体制の明確化を図るため、東京会と各支部・統括支部との役割分担の指針に基づいた事業活動の推進、実効性のある事業計画・予算の決定方法、配分等、予算と執行のルールを再考する等東京会全体の組織の在り方に関する検討を引き続き進める。また、支部・統括支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び東京会の活動を支える事務局機能の強化のために次の取組を行う。
  - ①支部細則及び統括支部細則並びに「支部・統括支部運営要綱（案）」等で示されている支部と統括支部の役割を建設的な観点から見直し、事業・活動・予算執行等の指針の整備を図る。また、会員の意思がより反映できる役員選任方法を再考するとともに、支部選出理事の定数等について改めて検討を行う。
  - ②統括支部への業務支援のため、統括支部会議、賀詞交歓会等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を引き続き東京会が行う。
  - ③新たに整備された事務局の組織、職務権限・職務分掌の整備をさらに検討する。
  - ④事務局の人材ビジョン、要員計画、職員研修プログラムの整備について引き続き検討し、研修を実施する。
- (2) 過年度会費未納者等に対して効果の高かった、事務局からの電話・文書による督促及び所在不明会員の所在確認調査を引き続き実施していく。また、必要に応じ、簡易裁判所に対する支払督促の申立て等を実施することで、更なる滞納会費の解消を図る。
- (3) 東京会会長の選出方法について、会員の意思を反映した民主的な直接選挙による具体的方法を検討し、早期に実施する体制を整える。
- (4) 会員に対して、東京会事業の透明性及び納得性並びに会務運営への理解度、関心及び参加意識を高めるため、議事録等の情報公開制度について引き続き検討する。
- (5) 会員に対して研修等を行うことにより、反社会的勢力等に対する危機管理意識の高揚を図る。

### 2. 会員支援に関する事業

- (1) 社労士業務の基礎である個人情報保護への取組適正化のために、社労士事務所が宣言する社労士版特定個人情報保護評価及びSRPⅡ取得の促進を図るとともに、電子証明書の取得を支援する。
- (2) 勤務等会員の活性化を図るため、各統括支部が実施する勤務等会員への研修会を支援するとともに、東京会勤務等部会主催の研修会・情報交換会等の充実を引き続き行う。また、勤務等会員の地位・知名度向上に向け、業務を通じて得た知識等を生かせる場づくりを行うとと

もに、上記研修会での発表内容を会報に掲載するなど活動内容を広く伝えていく。

- (3) 社労士の信頼性を担保するために全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携して、開業社労士の社労士賠償責任保険への全員加入を目指すとともに、情報漏えい保険特約への加入について引き続き推奨する。
- (4) 厚生事業における各種イベントの現状と改善すべき課題を的確に把握し、会員福利厚生について「健康・福祉」の視点を含めて「社労士大会」（仮称）等新たな企画を検討し、会員や会員の家族、他支部会員間の相互親睦を深める。
- (5) 自主研究グループによる「自主研究発表大会」及び「自主研フェスタ」を開催し、会員はもとより都内事業所や都民に対して社労士の活動を広くアピールして知名度の向上を図る。また、自主研究グループの活動に関するイベントを他県会会員との交流の場のひとつとし、会員に有益な情報交換を行う。また、自主研究発表大会における発表内容の充実、専門性の向上のために自主研究発表大会のあり方について検討を開始する。
- (6) 支部が新規開業会員等に対して実施するメンター制度を円滑にするために策定した、「社会保険労務士メンター制度運営要綱」を活用することで、その実施に対して支援する。
- (7) リニューアルを行ったホームページにおいて従来の「専門分野登録制度」を「社労士検索システム制度」に変更し、広く企業と都民に会員の対応可能業務情報を公開し業務拡大に繋げられるよう検討する。

### 3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

- (1) 研修の企画・立案については、会員及び国民のニーズ、法改正、社会情勢等を把握した上で、的確なテーマを検討し、実施する。また、講師選定基準を統一化し、データベースの具体化について引き続き検討し、情報の共有化を図る。
- (2) 不適切な情報発信など社労士の品位を失墜させる不適切な行為を未然に防ぐため、義務研修である倫理研修の受講率の向上を図る。  
会則で会員に受講が義務付けられている倫理研修の受講機会拡大のため、開催単位、開催日・時間・統括支部単位での開催、未受講者に対するDVD上映による研修に加えてeラーニングによる研修を実施するなど、受講機会の確保策の検討を引き続き進める。
- (3) 必須研修など会員が受講すべき研修の更なる受講率向上を図るため、ライブ研修はもとより、DVD上映による研修やeラーニングの活用など受講機会の確保に努める。
- (4) 新規登録入会研修について、社労士としての社会的使命をはじめ、統括支部・支部活動など理解を深めるとともに職業倫理の徹底を図る。
- (5) 年金研修及び人事労務管理研修については、それぞれ段階的カリキュラムを編成し、専門能力の担保に資するよう実務的な研修について

検討し、引き続き実施する。また、すべての研修について受講機会確保のためにeラーニングの活用を含めて補講の実施を検討する。

- (6) 業務関連研修においては、コミュニケーション能力やコンサルティング業務のスキルアップ向上を目的としたテーマを選定し、社労士の専門性を高めるため、会員のニーズに合わせた業務拡大に資することを目的とした研修を実施する。
- (7) 「研修大綱」の改定により「研修カリキュラム」の再考を進め、検討を重ねている東京会研修制度の単位制導入方法を策定し、具現化する。
- (8) 令和元年度から働き方改革関連法が施行され、個別労働紛争が増加する可能性がある中で、法改正等を含めて特定社労士に必要とされる知識や実務対応のため、紛争解決手続代理業務試験後の研修を制度化することにより、あっせん代理の実務に対応できる特定社労士の育成強化について検討する。また、同研修を通じて、特定社労士を対象として「社労士会労働紛争解決センター東京」（以下「紛争解決センター東京」という。）のあっせん委員候補者、東京労働局へのあっせん委員の推薦候補者となりうる人材育成を行う仕組みを構築するための施策を引き続き検討する。
- (9) 東京会が主体として実施している実務修習制度に、「電子申請」を講座科目に追加することを検討する。

### Ⅲ. 広報及び社会貢献関連事項

#### 1. 広報に関する事業

- (1) 社労士制度や業務について広く一般に周知するため、ホームページやフェイスブック、プレスリリースを活用し、10月の社労士制度推進月間や12月2日の「社労士の日」を中心に効果的な情報発信を引き続き行うとともに、事業主や人事総務担当者を対象とした社労士会セミナーを開催する。
- (2) 総合労働相談所等の各種相談窓口、学校教育などの社会貢献活動及び東京会に併設する「紛争解決センター東京」などの各種活動を広く広報するため、関係行政機関や東京商工会議所等の関係協力団体に対し連携・協力を求めていく。また、引き続き、「東京の10士業による暮らしと事業のよろず相談会」に参画し、他士業との協力・連携を図る。
- (3) 社会保険労務士の社会的意義や働き方改革の実現を担う役割をホームページの一般用サイトに掲載する等により、未入会の社労士資格保有者に入会勧奨を図る。

#### 2. 社会貢献に関する事業

- (1) 労働・社会保障等に係る学校や地域における教育については、都立高校、私立高校に対して、教材の一部やDVDの配付、東京会ホームペー



ジ等の広報を通じて学校への講師派遣活動に取り組む。特に都立高校については、引き続き東京都教育委員会が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に参画し、都立高校への講師派遣件数の拡大を図る。

なお、小・中学校等（フリースクールを含む。）への講師派遣については、引き続き支部が対応することとし、東京会は、講師謝金、交通費等の支部経費に対する補助金を支給するとともに、小学校向けの教材の更新や補助教材を作成して、支部に提供する等の支援を行う。また、都立高校等に労働・社会保障教育が正規の教育課程として整備されるよう引き続き積極的に自治体に働きかける。

- (2) 社会貢献事業として時宜にかなったテーマをとりあげ、事業主・労働者・国民のための研修会・セミナー等を企画・開催するとともに、これらの情報をホームページやマスメディアを通じて幅広く発信する。
- (3) 「総合労働相談所、社労士 110 番、年金相談センター」など無料相談窓口や「紛争解決センター東京」などの活動状況等をアピールする広報及び相談体制の充実を図るとともに、「成年後見センター東京」の運営に対する支援を引き続き行い、国民の負託に応える。
- (4) 「街角の年金相談センター（オフィス）」の適正な運営を行うとともに、相談員のスキルアップを進め、年金相談に関するサービス向上に努める。また、年金の専門家である社労士の有用性をアピールして、センター（オフィス）の利用促進を図る。
- (5) 「紛争解決センター東京」の紛争解決対応力の更なる向上を図るために総合労働相談所運営委員会との定期的な意見交換会、総合労働相談所相談員との合同研修などを積極的に展開するとともに「紛争解決センター東京」の利便性やあっせん実績等の更なる理解を深めるための活動を推進する。